

南三陸町復興整備協議会特別会議 議事録			
日 時	今回（第 15 回）	平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日（木） 1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 1 0	
	前回（第 14 回）	平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日（火） 1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 5 0	
場 所	宮城県庁 9 階 第一会議室		
復興整備事業	集団移転促進事業（9 地区）・災害公営住宅整備事業（1 地区） ① 志津川地区防災集団移転促進事業（志津川西地区） ② 泊浜地区防災集団移転促進事業 ③ 伊里前地区防災集団移転促進事業（中学校上地区） ④ 波伝谷地区防災集団移転促進事業（波伝谷地区） ⑤ 波伝谷地区防災集団移転促進事業（松崎地区） ⑥ 長清水・寺浜地区防災集団移転促進事業 ⑦ 石浜・名足地区防災集団移転促進事業 ⑧ 館浜地区防災集団移転促進事業 ⑨ 戸倉地区防災集団移転促進事業（西戸地区） ⑩ 志津川西地区災害公営住宅整備事業 ※ 東日本大震災復興特別区域法第 4 9 条第 1 項関係： ②③⑥⑦⑧⑨（農地転用区域の変更） “ “ 第 4 9 条第 7 項関係： ①④⑤⑩（開発許可）		
出席者	南三陸町	副町長 遠藤 健治 企画課長 阿部 俊光 復興事業推進課長 及川 明 復興市街地整備課長 沼澤 広信	
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 政策調査官 藤田 文彦 “ 主査 児玉 昌也	
	農林水産省	東北農政局 農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄 東北農政局 農村計画部農村振興課農村復興推進係長 加賀谷 純	
	宮城県	土木部 都市計画課 技術補佐（総括） 藤田 仁 “ 復興まちづくり推進室 室長補佐 佐々木 康栄 “ 建築宅地課長 千葉 晃司 “ 復興住宅整備室 技術補佐（総括担当） 佐藤 廣喜 農林水産部 農業振興課 副参事兼課長補佐（総括担当） 菊池 弘之 “ 林業振興課 技術参事兼課長 永井 隆暁 環境生活部 自然保護課 課長 三坂 達也 震災復興・企画部 地域復興支援課 復興支援第三班 課長補佐（班長） 相澤 亮子	

○協議内容

1 開 会（震災復興・企画部地域復興支援課 復興支援第三班 主任主査 伊藤まどか）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意、WEB会議システムの説明

2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第7条により、南三陸町の遠藤副町長が議長となる。

（南三陸町副町長 遠藤）

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといたしましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、農地転用許可の特例に関する事項、開発許可の特例に関する事項に関する事項がございますので、それぞれについて説明いただき、質疑を行います。

農地転用許可のためには、農林水産大臣の同意が必要となりますので、同意状況についてご確認させていただきます。

最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、南三陸町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（南三陸町事務局 企画課長 阿部）

【様式第2について、主に変更部分を説明】

（南三陸町副町長 遠藤）

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

（出席者一同）

＜意見、質問無し＞

（南三陸町副町長 遠藤）

ご意見がないようですので、次へ進みます。

次に、今回の復興整備計画では、15ページ（4-②）に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

（南三陸町事務局 企画課長 阿部）

【様式第8について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

ご意見、ご質問がないようですので、進めさせていただきます。

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の農村復興指導官 後藤様、いかがでしょうか。

(東北農政局 農村復興指導官 後藤)

ただ今ご説明のありました、土地利用方針について、異存はありません。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

異存ない、とのご意見をいただきました。では、ただ今のご意見をもちまして、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意をいただいたものといたします。

次に、今回の南三陸町復興整備計画では、12ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興市街地整備課長 沼澤)

【様式第5の志津川中央地区津波復興拠点整備事業分について、主に変更部分を説明】

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第5の3地区の防災集団移転促進事業分について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の林業振興課から補足することはございませんか。

(県林業振興課技術参事兼課長 永井)

本協議会に先立ちまして、東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定に基づきまして、共同作成者である宮城県知事が、当該事項について平成25年9月24日から10月8日の間におきまして、県庁はじめ町役場等関係機関で縦覧を行い、この間、利害関係者等からの意見はございませんでした。補足説明は以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

まず、宮城県森林審議会委員の川村様、いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会委員 川村)

特に異存はありません。計画書にあるように、防災対策に配慮して事業を進めるようよろしくお願いいたします。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。

続いて、宮城北部森林管理署長の飯田様、いかがでしょうか。

(宮城北部森林管理署長 飯田)

異議ございません。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。

続いて、林野庁の計画課の本村様、いかがでしょうか。

(林野庁 計画課施工企画係長 本村)

異議ありません。

(南三陸町副町長 遠藤)

その他、皆様からご意見、ご質問はございましたらお願いしたいと思います。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

ご意見、ご質問がないようですので、進めさせていただきます。

今回の南三陸町復興整備計画では、12ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 企画課長 阿部)

【変更地域別概要について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課からから補足することはございませんか。

(県地域復興支援課副参事兼課長補佐 稲村)

ただいまの事務局の説明に対して、特に補足はございません。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。まず、東北工業大学教授の稲村様、いかがでしょうか。

(東北工業大学教授 稲村)

今回の4件の計画について、異議はございません。

(南三陸町副町長 遠藤)

続いて、国土交通省の国土政策局総合計画課 専門調査官の鈴木様、いかがでしょうか。

(国土交通省総合計画課専門調査官 鈴木)

伊里前の中学校上地区と柞沢地区がそれぞれ（森林が）約7haと約5ha縮小し、この部分が白地になるわけですが、防集事業の造成完了後、この地域をどのような取扱とする予定でしょうか。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

白地地域の増減の部分についてですが、森林地域を変更した分は住宅地になりますので、そのまま森林地域が減少するということになるかと思います。

(国土交通省総合計画課専門調査官 鈴木)

それでは、その地域については特段のゾーニングが必要ないということだと思いますが、今後、防集移転ですと、所有権が移転したりということが想定されるので、それらを踏まえて、今後何らかのゾーニングの予定とか見通しを考えていますか。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

特に予定はございません。

(国土交通省総合計画課専門調査官 鈴木)

わかりました。計画の変更について特段異存はありません。ただし、中長期的に見たときに当該部分についてぽっかりと空いてしまいますので、必要なゾーニングとか適切な土地利用について配慮するようお願いいたします。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

わかりました。今後、中長期的に見たうえでの検討はしていきたいと思います。

(南三陸町副町長 遠藤)

その他、本件について皆様からご意見、ご質問はございましたらお願いしたいと思います。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、会議を進めさせていただきます。

復興整備計画では、15ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興市街地整備課長 沼澤)

【様式第10について説明・復興市街地整備課所管分】

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第10について説明・復興市街地整備課長所管分】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部 建築宅地課長 千葉)

事前に関係図書を提出いただいております、関係法令に適合していることを確認済みです。なお、波伝谷地区については、国道398号線の新設工区の取付がありますので、事業化調整に十分配慮されるようお願いいたします。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいま、事務局から、また県建築宅地課から補足説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承をいただけるかお諮りをしたいと思います。が、いかがでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。(との声あり)

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。それでは、異議なしとのことで、今回の復興整備計画全体について、了承されました。以上で、議事を終了いたします。

3 閉 会

○協議結果

・集団移転促進事業（9地区）、災害公営住宅整備事業（1地区）の区域のうち、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農地転用区域の変更、同法第49条第4項に基づく開発許可についてそれぞれ該当する地区ごとに協議会で了承された。